

注意点及び H30 年度事業からの変更点

平成 31 年度は、グループ内での取組強化により、長期優良住宅、ゼロ・エネルギー住宅等の供給経験の乏しい施工事業者による本事業を活用した供給を促進するために、事業運用方針の見直しを行います。

平成 30 年度からの主な変更点は以下のとおりです。

1. 省エネ改修型について

省エネ改修型を新設します。

(地域型住宅グリーン化事業 HP 上、募集要領(平成 31 年度版)3.1.4 項に掲載)

2. グループへの配分方式の変更について(長寿命型、高度省エネ型)

(1) 年度を I 期と II 期に分け、I 期は従来通りの「グループ毎の事前枠付与方式」とし 10 月末時点で未使用の事前枠は失効して I 期は終了とします。

ただし、年度内執行を希望する未経験工務店(平成 27 年度から平成 30 年度における地域型住宅グリーン化事業を活用した供給戸数が長寿命型、高度省エネ型毎に 3 戸以下の施工事業者。以下同じ。)が活用できる配分額の一部は、当該グループの配分額として残置します。

(2) II 期開始時(11 月)より「先着順方式」へ移行します。

(3) 未経験工務店による事前枠の活用実績に応じて、当該グループ内の全ての工務店の「先着順方式」時の活用上限を緩和します。(募集要領 3.1.6 項に掲載)

3. 施工事業者 1 社が受けられる補助金の上限金額の変更について

補助金上限額は次の表 1 の通りです。ただし、地域材加算及び三世代同居加算は別途加算できるものとします。

また、I 期に未経験工務店が一定以上活用したグループの場合においては、II 期よりグループ内の

全ての工務店の活用上限戸数を緩和します。(募集要領 3.1.6 項に掲載)

表 2 に示す戸数の補助金を活用した場合、Ⅱ期より表 3 又は表 4 のとおり緩和します。

※ 判断基準日等の詳細に関しては、「平成31年度 地域型住宅グリーン化事業 グループ募集要領」を参照ください。

表 1 1 事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧表

	長寿命型		高度省エネ型※1		省エネ改修型
	3 戸以下	4 戸以上	3 戸以下	4 戸以上	—
補助金活用実績 ※H27～H30	3 戸以下	4 戸以上	3 戸以下	4 戸以上	—
上限額	550 万円 (5 戸相当)	500 万円 (5 戸相当)	420 万円 (3 戸相当)	375 万円 (3 戸相当)	未定※2
三世代同居加算の適用を受ける住宅を 建てる場合の上限額※3	770 万円 (7 戸相当)	700 万円 (7 戸相当)	560 万円 (4 戸相当)	500 万円 (4 戸相当)	—

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロ・エネルギー住宅の合計

※2 省エネ改修型の 1 事業者あたり上限額は、後日ご案内いたします。

※3 長寿命型については 2 戸相当の額を、高度省エネ型については 1 戸相当に額を上限額に上乗せ

表 2 未経験工務店の活用戶数

グループ内の施工事業者数	5～25	26～50	51～100	101～
未経験工務店の活用戶数 (グループ内の未経験工務店が活用した戸数の合計)	1 戸	2 戸	3 戸	4 戸

表 3 1 事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧表【未経験工務店活用グループに所属の場合】

	長寿命型		高度省エネ型※1		省エネ改修型
	3 戸以下	4 戸以上	3 戸以下	4 戸以上	—
補助金活用実績 ※H27～H30	3 戸以下	4 戸以上	3 戸以下	4 戸以上	—
上限額	880 万円 (8 戸相当)	800 万円 (8 戸相当)	700 万円 (5 戸相当)	625 万円 (5 戸相当)	未定※2

三世代同居加算の適用を受ける	1,100 万円	1,000 万円	840 万円	750 万円	—
住宅を建てる場合の上限額 ^{※3}	(10 戸相当)	(10 戸相当)	(6 戸相当)	(5 戸相当)	

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロ・エネルギー住宅の合計

※2 省エネ改修型の 1 事業者あたり上限額は、後日ご案内いたします。

※3 長寿命型については 2 戸相当の額を、高度省エネ型については 1 戸相当に額を上限額に上乗せ

4. グループによる取組を強化するための環境整備について

(1)1 つの施工事業者が所属できるグループの数は 1 グループに限ります。

5. グループ取組の評価

適用申請書を見直し、平成 31 年度の取組計画に加えて H30 年度の取組実績を評価します。また、平成 30 年度の活用割合(活用額/配分額)が一定未達のグループは、不採択または大幅査定とします。(募集要領 5. 項に掲載)